

「地方消費者行政強化作戦2020」の推進状況等

趣旨

- 第4期消費者基本計画(令和2年3月31日閣議決定)を踏まえ、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される地域体制を全国的に維持・拡充することを目指し策定(対象期間は、令和2～6年度)
- 地方の自主性・自立性が十分発揮されることに留意しつつ、地方消費者行政の充実・強化のための交付金等を通じて、地方における計画的・安定的な取組を支援
- 毎年度、進捗状況の検証・評価を行うなど、PDCAによる進捗管理を徹底

政策目標 都道府県ごとに以下の目標を達成することを目指し、地方公共団体の取組を支援

<政策目標1>消費生活相談体制の強化

【消費生活センターの設置促進】

- 1-1 設置市区町村の都道府県内人口カバー率90%以上

<政策目標2>消費生活相談の質の向上

【消費生活相談員の配置・レベルアップの促進】

- 2-1 配置市区町村の都道府県内人口カバー率90%以上
- 2-2 相談員資格保有率75%以上
- 2-3 相談員の研修参加率100%(各年度)
- 2-4 指定消費生活相談員を配置(全都道府県)

<政策目標3>消費者教育の推進等

【若年者の消費者教育の推進】

- 3-1 消費者教育教材「社会への扉」等を活用した全国での実践的な消費者教育の実施
- 3-2 若年者の消費者ホットライン188の認知度30%以上(全国)
- 3-3 若年者の消費生活センターの認知度75%以上(全国)

【地域における消費者教育推進体制の確保】

- 3-4 消費者教育コーディネーターの配置の推進(全都道府県、政令市)
- 3-5 消費者教育推進地域協議会の設置、消費者教育推進計画の策定(都道府県内の政令市及び中核市の対応済みの割合50%以上)

- 3-6 講習等(出前講座を含む)の実施市区町村割合75%以上

【SDGsへの取組】

- 3-7 エシカル消費の推進(全都道府県、政令市)
- 3-8 消費者志向経営の普及・推進(全都道府県)
- 3-9 食品ロス削減の取組の推進(全都道府県、政令市)

<政策目標4>高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実

【消費者安全確保地域協議会の設置】

- 4-1 設置市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上

【地域の見守り活動の充実】

- 4-2 地域の見守り活動に消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上
- 4-3 見守り活動を通じた消費者被害の未然防止、拡大防止

<政策目標5>特定適格消費者団体、適格消費者団体、消費者団体の活動の充実

<政策目標6>法執行体制の充実(全都道府県)

<政策目標7>地方における消費者政策推進のための体制強化

【地方版消費者基本計画】

- 7-1 地方版消費者基本計画の策定(全都道府県、政令市)

【消費者行政職員】

- 7-2 消費者行政職員の研修参加率80%以上(各年度)

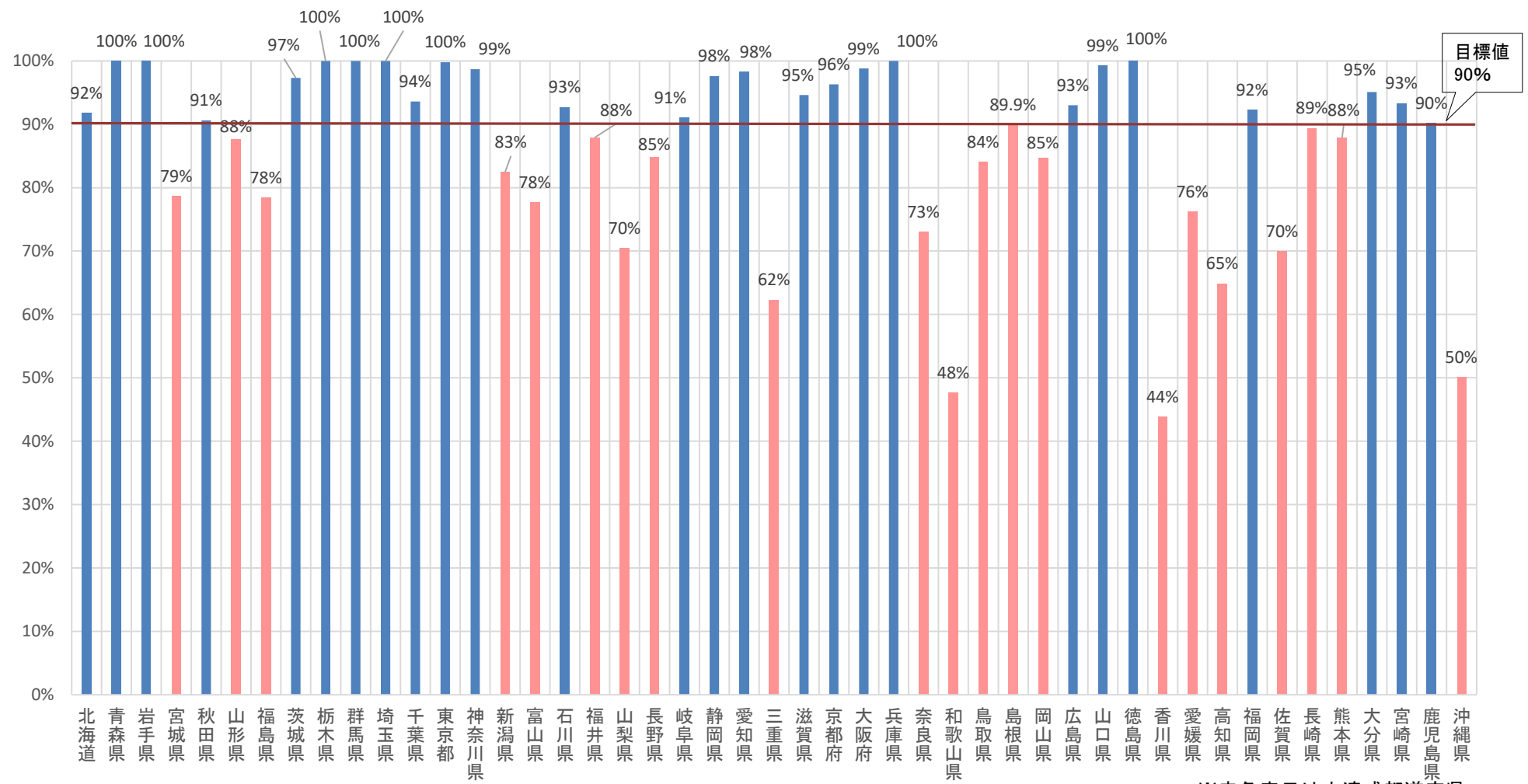
地方消費者行政強化作戦2020 政策目標ごとの現状 (令和3年度現況調査 R3.4.1時点)

本資料は、令和2年4月に消費者庁が策定した「地方消費者行政強化作戦2020」について、主な政策目標の現状を整理した参考資料である。なお、「地方消費者行政強化作戦2020」では、政策推進に当たって前提となる体制整備状況等を中心に目標を設定していることから、当該目標の達成に加えて、各地方公共団体において実効性のある取組が進められることが重要である。

<政策目標 1>消費生活相談体制の強化

【消費生活センターの設置促進】

1-1 設置市区町村の都道府県内人口カバー率90%以上



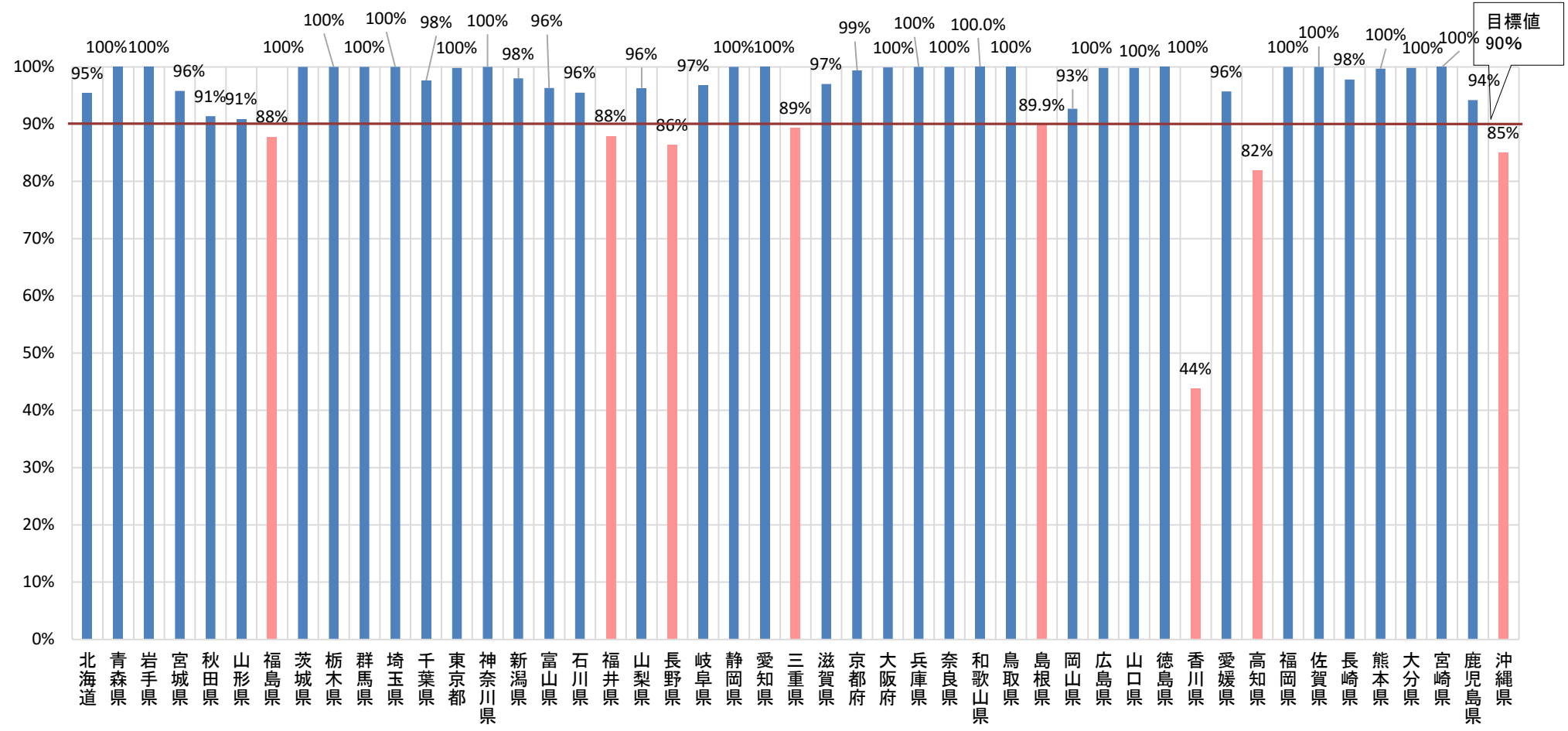
※赤色表示は未達都道府県

26/47都道府県で達成済み。

<政策目標 2>消費生活相談の質の向上

【消費生活相談員の配置・レベルアップの促進】

2-1 配置市区町村の都道府県内人口カバー率90%以上



目標値
90%

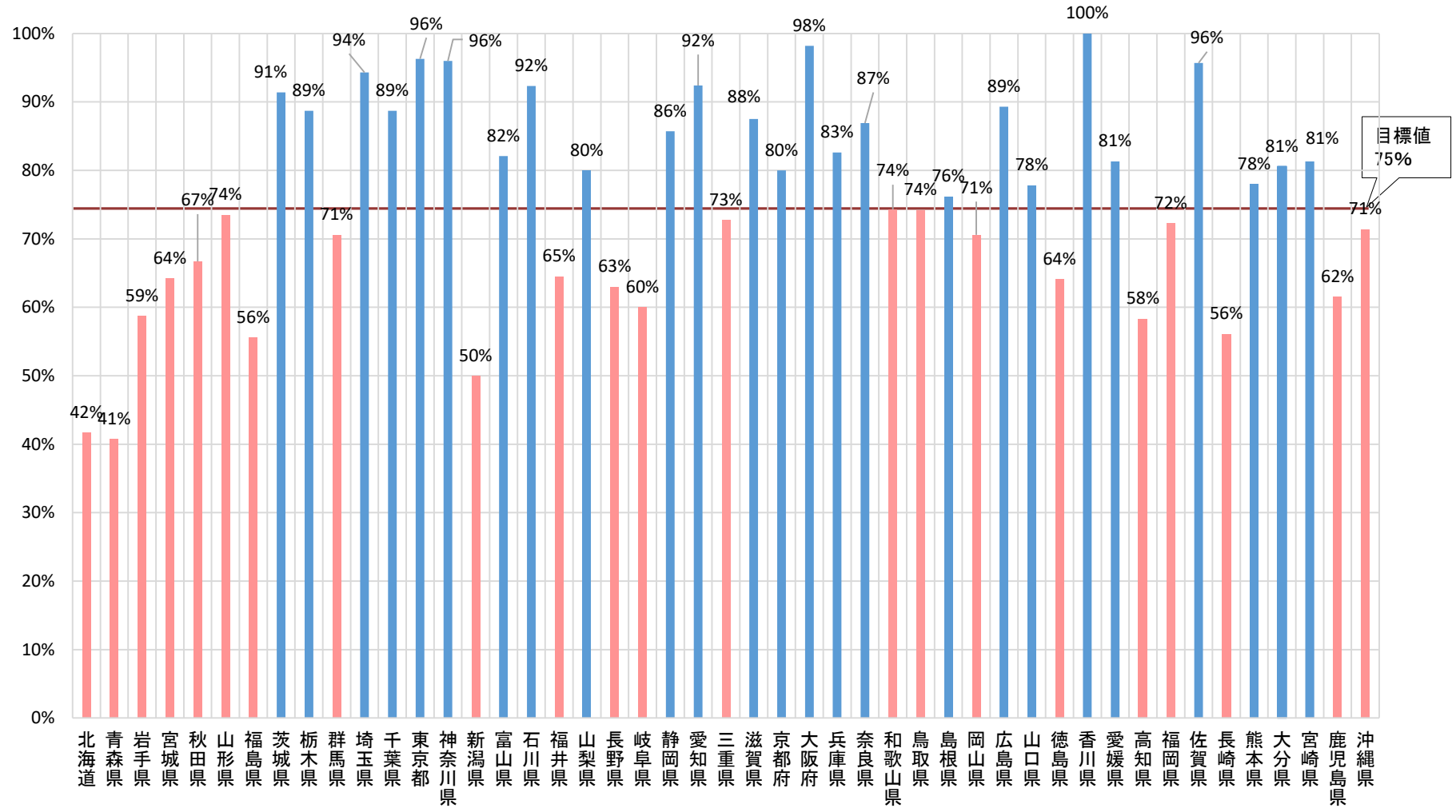
39/47都道府県で達成済み。

※赤色表示は未達都道府県 15

<政策目標2>消費生活相談の質の向上

【消費生活相談員の配置・レベルアップの促進】

2-2 相談員資格保有率75%以上



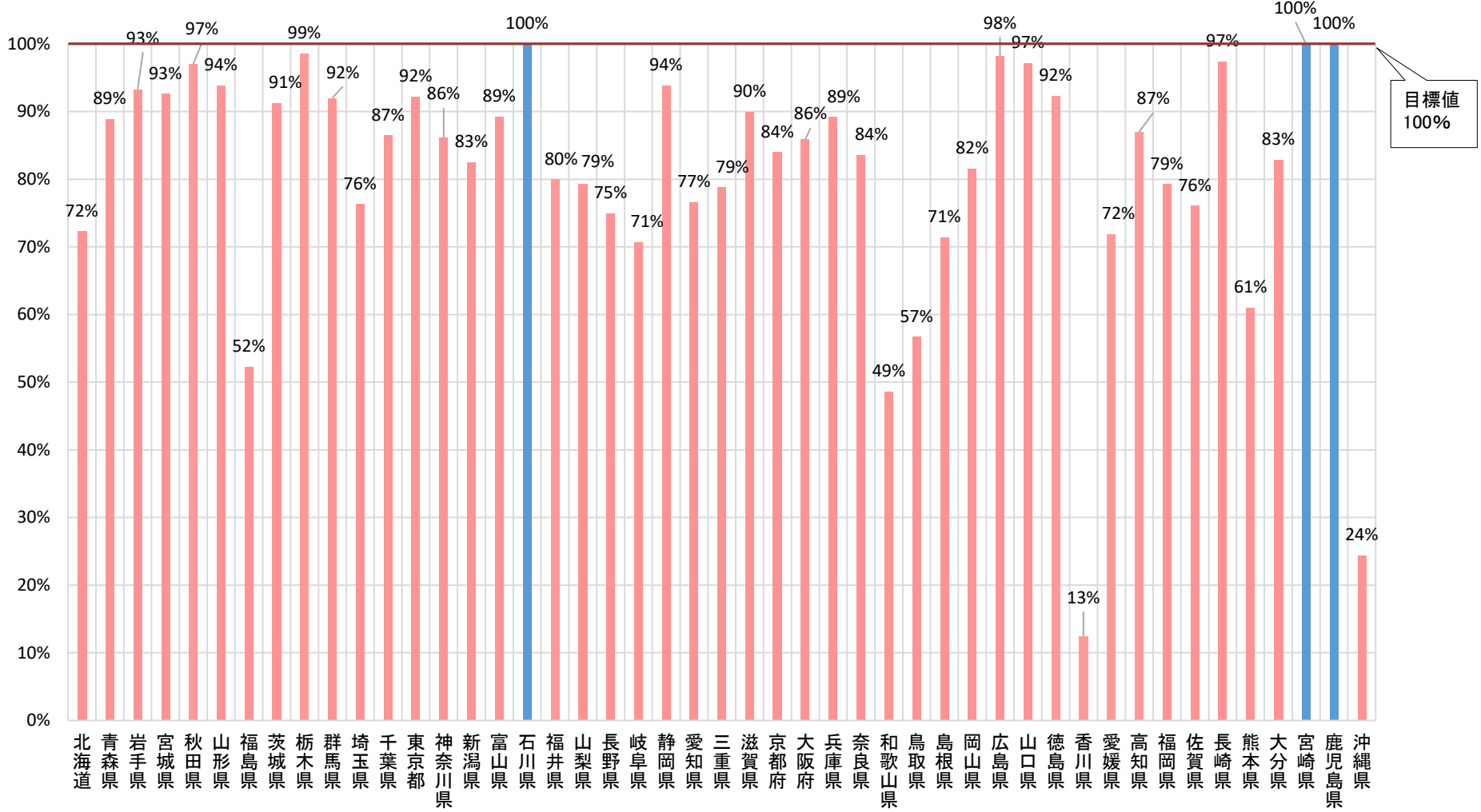
25/47都道府県で達成済み。

※赤色表示は未達都道府県

<政策目標2>消費生活相談の質の向上

【消費生活相談員の配置・レベルアップの促進】

2-3 相談員の研修参加率100%(各年度)



3/47都道府県で達成済み。

※赤色表示は未達都道府県17

<政策目標 2>消費生活相談の質の向上

【消費生活相談員の配置・レベルアップの促進】

2-4 指定消費生活相談員を配置(全都道府県)

指定消費生活相談員の配置(全都道府県)

北海道	○	東京都		滋賀県		香川県	
青森県	○	神奈川県	○	京都府	○	愛媛県	
岩手県		新潟県		大阪府	○	高知県	
宮城県	○	富山県		兵庫県	○	福岡県	
秋田県		石川県	○	奈良県		佐賀県	○
山形県	○	福井県		和歌山県	○	長崎県	○
福島県	○	山梨県	○	鳥取県		熊本県	
茨城県	○	長野県		島根県	○	大分県	
栃木県		岐阜県	○	岡山県		宮崎県	○
群馬県		静岡県		広島県		鹿児島県	
埼玉県		愛知県	○	山口県		沖縄県	
千葉県		三重県		徳島県	○		

※赤色表示は未配置都道府県

20/47都道府県で達成済み。

<政策目標 3> 消費者教育の推進

【若年者の消費者教育の推進】

3-1 消費者教育教材「社会への扉」等を活用した全国での実践的な消費者教育の実施

○2020年度実績

消費者教育教材活用校／域内の高等学校等数	都道府県の数
100%	2
90%以上～100%未満	25
80%以上～90%未満	12
70%以上～80%未満	6
60%以上～70%未満	2
50%以上～60%未満	0
50%未満	0
合計（注1、2）	47

（注1）新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業により、活用を計画していたものの、実施できなかった高等学校等があった。

（注2）全高等学校等での活用実績：86%

2/47都道府県で達成済み。

（※）「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム（2018年2月20日付け若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定）」に基づき、推進しているもの。なお、2018年度からの3年間を集中強化期間として取組を実施し、2021年度についても成年年齢引下げの最後の1年に当たることから引き続き実施。

<政策目標3>消費者教育の推進

【若年者の消費者教育の推進】

3-2 若年者の消費者ホットライン188の認知度 30%以上(全国)

3-3 若年者の消費生活センターの認知度 75%以上(全国)

若年者の消費者ホットライン188の認知度

【全員の方にお聞きします。】

問27 あなたは、この「消費者ホットライン」188(いやや!)を知っていましたか。
(ア)~(ウ)のそれぞれについて、当てはまるものを1つずつお選びください。

(イ)番号(「188」)

	総数	知っていた	知らなかった	無回答
【総数】	5817	12.0	86.1	1.9
F2「年齢(10歳刻み)」				
15~19歳	223	17.9	81.6	0.4
20~29歳	515	7.0	93.0	-
30~39歳	707	6.5	93.1	0.4
40~49歳	949	9.4	89.9	0.7
50~59歳	992	8.9	90.1	1.0
60~69歳	984	14.7	83.6	1.6
70~79歳	1042	18.1	77.5	4.3
80歳以上	405	16.0	76.5	7.4
65歳以上(計)	1944	17.3	78.4	4.3
70歳以上(計)	1447	17.6	77.3	5.2

(出典)消費者意識基本調査 令和2年度実施(令和2年11月調査)

15~19歳の「消費者ホットライン188」
の認知度は、17.9%

若年者の消費生活センターの認知度

【全員の方にお聞きします。】

問23 あなたは、「消費生活センター」又は「消費生活相談窓口」を知っていますか。
また、知っている場合、その程度としてどれが最も当てはまりますか。
当てはまるものを1つお選びください。

	総数	名前は知っている	名前や業務の内容を知っている	名前や業務の内容、自分の住んでいる地域(都道府県・市町村など)における所在や連絡先を知っている	知らない	無回答	知っている(計)
【総数】	6173	61.5	17.7	3.9	15.4	1.5	83.1
F2「年齢(10歳刻み)」							
15~19歳	291	56.7	11.7	1.4	27.8	2.4	69.8
20~29歳	538	57.4	12.3	1.5	27.9	0.9	71.2
30~39歳	731	60.9	16.1	2.2	20.1	0.7	79.2
40~49歳	1127	62.6	21.0	2.3	13.0	1.0	86.0
50~59歳	1058	64.6	21.7	4.8	7.3	1.6	91.1
60~69歳	1130	63.2	19.8	5.0	10.5	1.4	88.1
70~79歳	1027	61.5	15.1	6.1	15.2	2.0	82.8
80歳以上	271	52.8	10.3	5.9	28.0	3.0	69.0
65歳以上(計)	1878	60.4	15.7	5.9	16.0	2.0	81.9
70歳以上(計)	1298	59.7	14.1	6.1	17.9	2.2	79.9

(出典)消費者意識基本調査 令和元年度実施(令和元年11月調査)

15~19歳の「消費生活センター」又は
「消費生活相談窓口」の認知度は、
69.8%

<政策目標3>消費者教育の推進

【地域における消費者教育推進体制の確保】

3-4 消費者教育コーディネーターの配置の推進(全都道府県、政令市)

消費者教育コーディネーターの配置(全都道府県)

北海道	○	東京都	○	滋賀県	○	香川県	
青森県	○	神奈川県	○	京都府	○	愛媛県	○
岩手県	○	新潟県	○	大阪府	○	高知県	○
宮城県	○	富山県	○	兵庫県	○	福岡県	
秋田県		石川県	○	奈良県	○	佐賀県	○
山形県	○	福井県	○	和歌山県	○	長崎県	○
福島県		山梨県	○	鳥取県	○	熊本県	○
茨城県	○	長野県	○	島根県	○	大分県	
栃木県	○	岐阜県		岡山県	○	宮崎県	○
群馬県	○	静岡県	○	広島県		鹿児島県	○
埼玉県	○	愛知県	○	山口県	○	沖縄県	○
千葉県	○	三重県	○	徳島県	○		

40/47都道府県で達成済み。

※赤色表示は未配置都道府県

消費者教育コーディネーターの配置(政令市)

札幌市	○	横浜市	○	名古屋市	○	岡山市	○
仙台市	○	相模原市	○	京都市		広島市	○
さいたま市	○	新潟市	○	大阪市	○	北九州市	
千葉市	○	静岡市	○	堺市		福岡市	○
川崎市	○	浜松市	○	神戸市	○	熊本市	

16/20政令市で達成済み。

※赤色表示は未配置政令市

※配置の状況は、地方公共団体ごとの取組の状況を把握するための一つの目安であり、配置の有無のみで消費者教育の推進状況等を評価するものではない。

<政策目標3>消費者教育の推進

【地域における消費者教育推進体制の確保】

3-5 消費者教育推進地域協議会の設置、消費者教育推進計画の策定(都道府県内の政令市及び中核市の対応済みの割合50%以上)

都道府県	都市名	都市区分	協議会の設置		推進計画の策定	
			対応済	対応済割合	対応済	対応済割合
北海道	札幌市	政令市	○		○	
	旭川市	中核市		33%		33%
	函館市	中核市				
青森県	青森市	中核市		0%		0%
	八戸市	中核市				
岩手県	盛岡市	中核市		0%		0%
宮城県	仙台市	政令市	○	100%	○	100%
秋田県	秋田市	中核市		0%		0%
山形県	山形市	中核市		0%		0%
福島県	郡山市	中核市				
	いわき市	中核市	○	33%	○	67%
	福島市	中核市			○	
茨城県	水戸市	中核市	○	100%	○	100%
栃木県	宇都宮市	中核市		0%		0%
群馬県	前橋市	中核市				
	高崎市	中核市		0%		0%
埼玉県	さいたま市	政令市	○		○	
	川越市	中核市		25%		25%
	越谷市	中核市				
	川口市	中核市				
千葉県	千葉市	政令市	○		○	
	船橋市	中核市		67%		67%
	柏市	中核市	○		○	
東京都	八王子市	中核市	○	100%	○	100%
神奈川県	川崎市	政令市	○		○	
	横浜市	政令市	○	75%	○	75%
	相模原市	政令市	○		○	
	横須賀市	中核市				
新潟県	新潟市	政令市	○	100%	○	100%
富山県	富山市	中核市		0%		0%
石川県	金沢市	中核市		0%		0%
福井県	福井市	中核市		0%		0%
山梨県	甲府市	中核市		0%		0%
長野県	長野市	中核市	○	50%	○	50%
	松本市	中核市				
岐阜県	岐阜市	中核市	○	100%	○	100%
静岡県	静岡市	政令市	○	100%	○	100%
	浜松市	政令市	○		○	
	名古屋	政令市	○		○	
愛知県	豊田市	中核市				
	豊橋市	中核市		20%		20%
	岡崎市	中核市				
	一宮市	中核市				

都道府県	都道府県	都市名	都市区分	協議会の設置		推進計画の策定		
				対応済	対応済割合	対応済	対応済割合	
滋賀県	滋賀県	大津市	中核市		0%		0%	
京都府	京都府	京都市	政令市	○	100%	○	100%	
	大阪府	大阪府	大阪市	政令市	○			
		大阪府	堺市	政令市	○		○	
		大阪府	高槻市	中核市				
		大阪府	東大阪市	中核市				
		大阪府	豊中市	中核市		22%	○	22%
		大阪府	枚方市	中核市				
		大阪府	八尾市	中核市				
		大阪府	寝屋川市	中核市				
大阪府	吹田市	中核市						
兵庫県	兵庫県	神戸市	政令市	○		○		
	兵庫県	姫路市	中核市	○		○		
	兵庫県	西宮市	中核市	○	60%	○	60%	
	兵庫県	尼崎市	中核市					
	兵庫県	明石市	中核市					
奈良県	奈良県	奈良市	中核市		0%		0%	
和歌山県	和歌山県	和歌山市	中核市		0%	○	100%	
鳥取県	鳥取県	鳥取市	中核市	○	100%	○	100%	
島根県	島根県	松江市	中核市	○	100%	○	100%	
岡山県	岡山県	岡山市	政令市	○		○		
	岡山県	倉敷市	中核市		50%		50%	
広島県	広島県	広島市	政令市	○		○		
	広島県	福山市	中核市		33%		33%	
	広島県	呉市	中核市					
山口県	山口県	下関市	中核市		0%		0%	
香川県	香川県	高松市	中核市		0%		0%	
愛媛県	愛媛県	松山市	中核市		0%		0%	
高知県	高知県	高知市	中核市		0%		0%	
福岡県	福岡県	北九州市	政令市					
	福岡県	福岡市	政令市	○	33%	○	33%	
	福岡県	久留米市	中核市					
長崎県	長崎県	長崎市	中核市		0%		0%	
	長崎県	佐世保市	中核市					
熊本県	熊本県	熊本市	政令市	○	100%	○	100%	
大分県	大分県	大分市	中核市		0%		0%	
宮崎県	宮崎県	宮崎市	中核市		0%		0%	
鹿児島県	鹿児島県	鹿児島市	中核市		0%		0%	
沖縄県	沖縄県	那覇市	中核市		0%		0%	

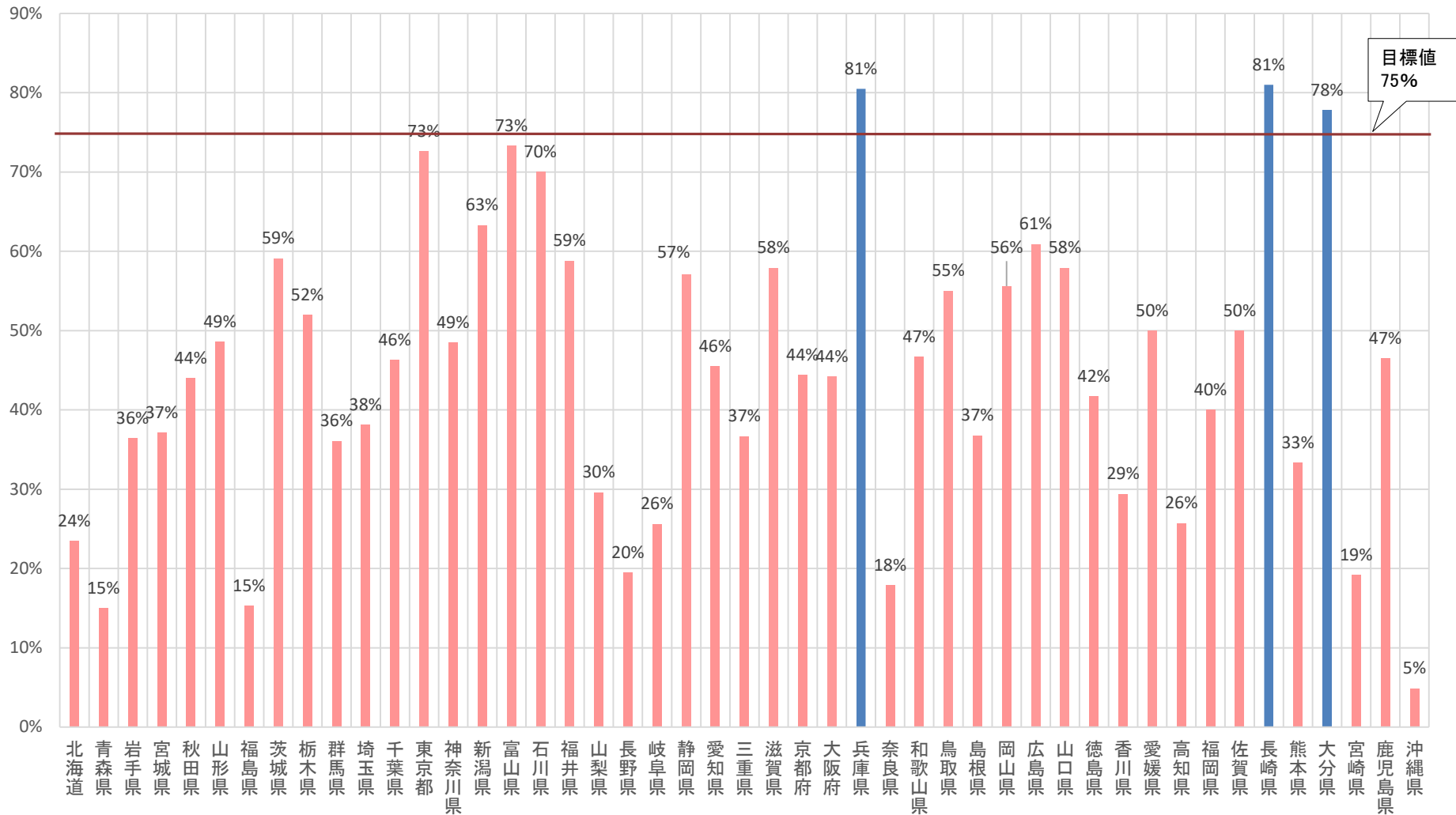
※赤色表示は未達都道府県

協議会の設置は14/44都道府県、推進計画の策定は16/44都道府県で達成済み。

<政策目標3>消費者教育の推進

【地域における消費者教育推進体制の確保】

3-6 講習等(出前講座を含む。)の実施市区町村割合75%以上



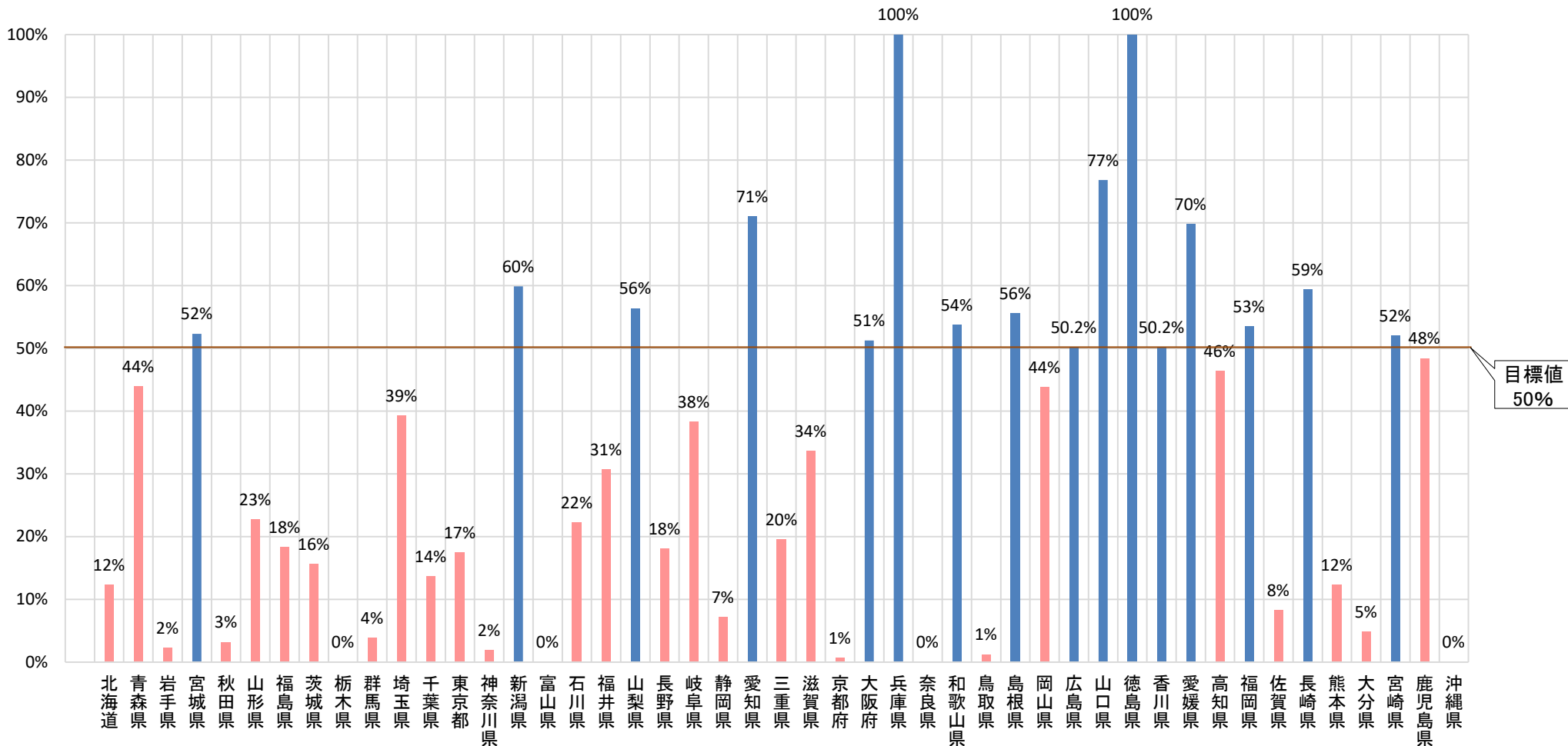
3/47都道府県で達成済み。

※赤色表示は未達都道府県23

<政策目標 4> 高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実

【消費者安全確保地域協議会の設置】

4-1 設置市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上



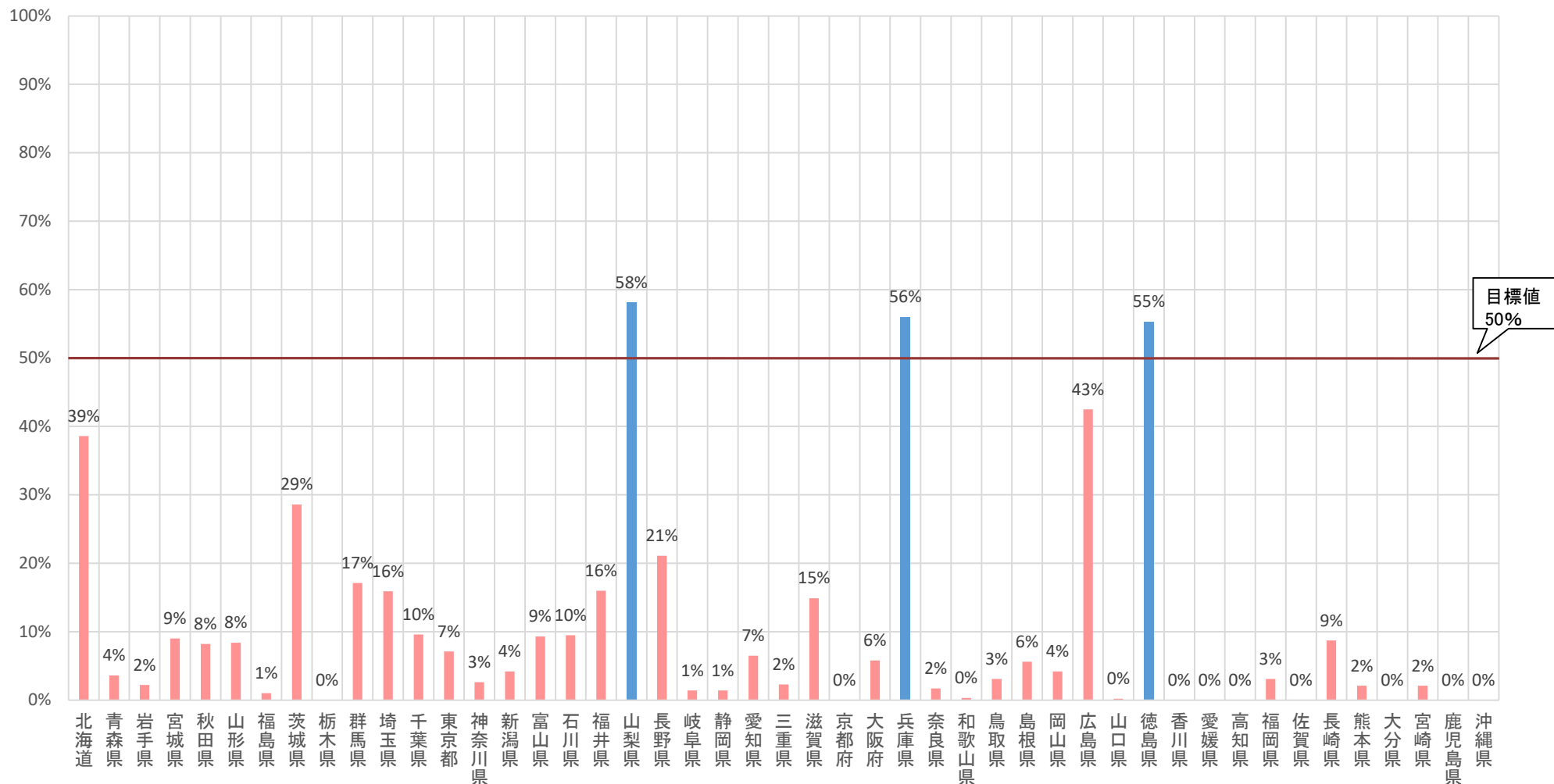
※赤色表示は未達都道府県

16/47府県で達成済み。(令和3年12月末現在)

<政策目標 4> 高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実

【消費者安全確保地域協議会の設置】

4-2 地域の見守り活動に消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上



3/47都道府県で達成済み。

※赤色表示は未達都道府県 25

<政策目標 7> 地方における消費者政策推進のための体制強化

【地方版消費者基本計画】

7-1 地方版消費者基本計画の策定(全都道府県、政令市)

地方版消費者基本計画の策定

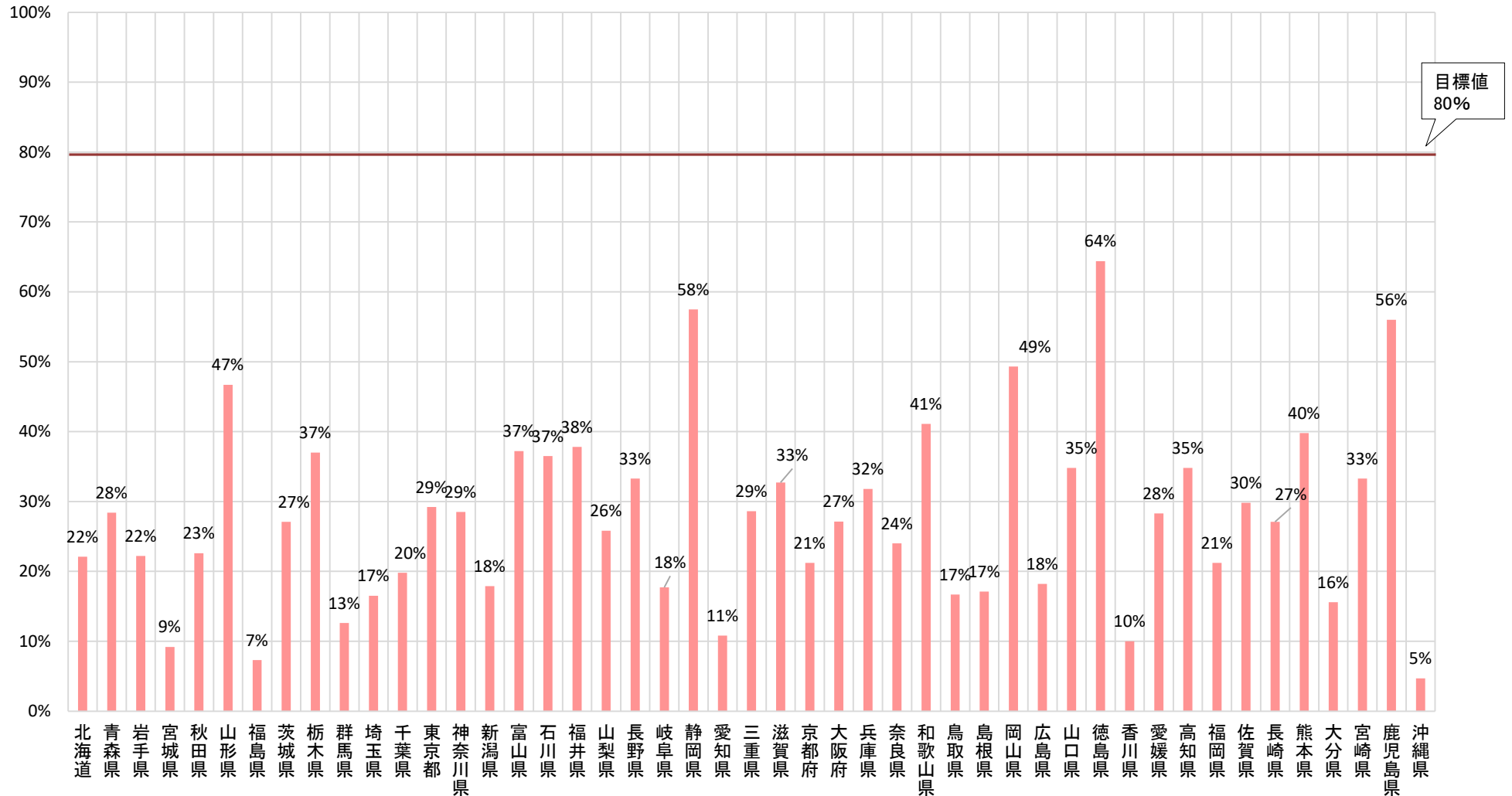
都道府県 33/47都道府県で策定済み。

政令市 14/20政令市で策定済み。

<政策目標 7> 地方における消費者政策推進のための体制強化

【消費者行政職員】

7-2 消費者行政職員の研修参加率80%以上



全ての都道府県で未達成。

※赤色表示は未達都道府県27